

私道の舗装をお考えの方に 

私道整備工事助成制度のあらまし



豊中市

◀ 私道整備工事助成制度とは ▶

この制度は、一般通行の用に供している私道の整備工事を、私道の所有者等が実施するにあたり、市が工事費の一部を助成することにより、私道の整備を促進し、地域の生活環境の向上、交通の安全を図っていくものです。

助成の対象となる私道

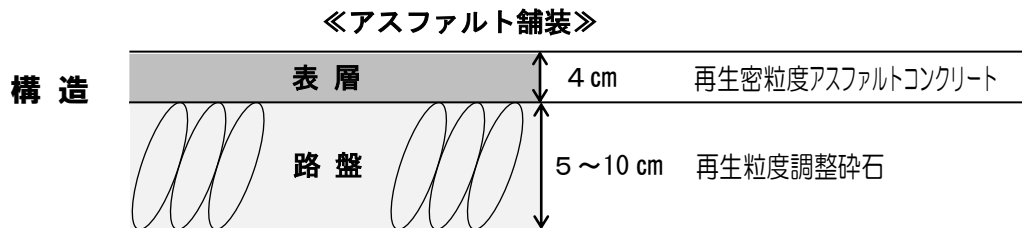
助成の対象となる私道は、一般通行の用に供され、次の要件を満たすものです。

- ① 私道の所有者、使用者等が総意をもって工事を行うことに承諾しているもの。
- ② 公道又は既設舗装道路に接続し、かつ、人家が連担しているもの。
- ③ 私道築造後5年以上経過しており、かつ、原則として道路機能が存続されるもの。
- ④ 私道幅員は、原則として1.8m以上で道路線形が明確なもの。
- ⑤ 一般交通及び整備に支障となる占有物件がないもの。

助成の対象となる工事

助成対象となる工事は、路面の舗装工事及び付帯する排水施設設置工事で、次の基準によるものとします。

◀舗装工事▶ 舗装工事は、下図の構造を標準とします。



◀付帯する排水施設設置工事▶

- ・助成対象となる付帯する排水施設は、舗装路面の保全上必要な限度とする。

新設 > U字溝等内径18cm以下のものの設置

既設 > 補修もしくは補完的な施工

※工事内容が助成対象構造等の工事基準を超えるものや付帯工事のみの工事は、助成対象となりません。

助成金の額

- ・助成金は、舗装工事及びこれに付帯する排水施設設置工事に要する経費の4分の3に相当する額（千円未満切捨て）を、予算の範囲内において交付します。

※助成対象工事に要する経費額は、申込者において工事見積書を提出していただき、市において審査させていただきます。

※工事費用の一部は地元負担となります。負担方法等は助成を受ける皆さまで決めて下さい。

※一定の条件を満たしている場合、全額助成対象となる可能性もありますので、まずはお電話または窓口にてご相談ください。

助成金交付対象者

- ・助成金の交付を受けることができるのは、対象となる私道の整備工事を行う、次の私道関係者です。

- ① 対象私道の所有者
- ② 対象私道の使用权者または管理者
- ③ 対象私道に接する家屋の所有者及び居住者

助成金交付手続について

事前相談

- ・私道の舗装をお考えの方は、都市基盤部基盤管理課にご相談ください。
- ・私道整備工事助成制度について説明させていただきます。
- ・私道が助成の対象に該当するかについて、現地調査・資料収集のうえ審査し、相談者に回答させていただきます。

事前調査

- ・事前相談で助成の対象に該当することになりましたら、「私道整備工事事前調査依頼書」を提出してください。
- ・整備工事後に掘り返しなどが無いよう、事前に地下埋設物管理者等と調整し、支障となる計画の有無を調査します。
- ・この調査結果を踏まえ、助成の適否を「私道整備工事助成事前調査結果通知書」にて、申込者に、正式に回答させていただきます。

申込代表者の選出

- ・私道整備工事助成を受けるにあたっては、助成金交付対象者の中から、皆さまが代表者を選出し、申込代表者としてください。
- ・申込代表者は、助成金交付申込から助成金受領までの手続きや地元の意見をとりまとめ、施工業者との契約などについて、責任者としてお世話をさせていただきます。
* **施工業者**は、市内の入札参加資格登録業者で、舗装工事または土木工事に登録されている業者から選んでいただきます。

助成金交付申込書の提出

- ・事前調査の結果、助成基準に適合と認められた場合は、次の申込書類を提出してください。
 1. 私道整備工事助成金交付申込書
 2. 添付書類

- ① 位置図
- ② 現況平面図
- ③ 現況写真
- ④ 工事見積書
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 私道整備工事助成金交付申込に係る関係権利者一覧表

助成金交付の承認

- 提出された書類等にもとづき、工事内容や工事費等について審査を行い、助成金の交付が決定しましたら、申込代表者に「私道整備工事助成金交付承認通知書」にて通知します。
- ※予算額や申込状況によっては、予算措置が翌年度以降になる場合もありますのでご了承ください。

工事契約

- 申込代表者は、「私道整備工事助成金交付承認通知書」を受領後、速やかに施工業者と工事の契約をしてください。
- ※工事契約は、年度内に工事の完了検査、助成金交付決定、交付金請求書受理までができるスケジュールとしてください。

工事の実施に伴う届出及び検査

1 届出

- 工事着手前に「着工届」を、工事が完了したときは「完了届」を提出してください。

- **着工届** ※ 添付書類 施工業者との「工事請負契約書（写し）」
- **完了届** ※ 添付書類 ① 竣工図面及び面積計算書 ② 工事写真
③ 工事日誌 ④ 納品伝票

2 検査

- 工事が完了し、所定の完了届を受領したときは、市職員が施工業者と立会いのうえ、完了検査を行います。なお、検査は年度内に市が助成金交付請求書を受領できるように終える必要があります。

助成金交付決定

- 完了検査に合格した後、申込代表者に、「私道整備工事助成金交付決定通知書」にて助成金交付決定額を通知します。

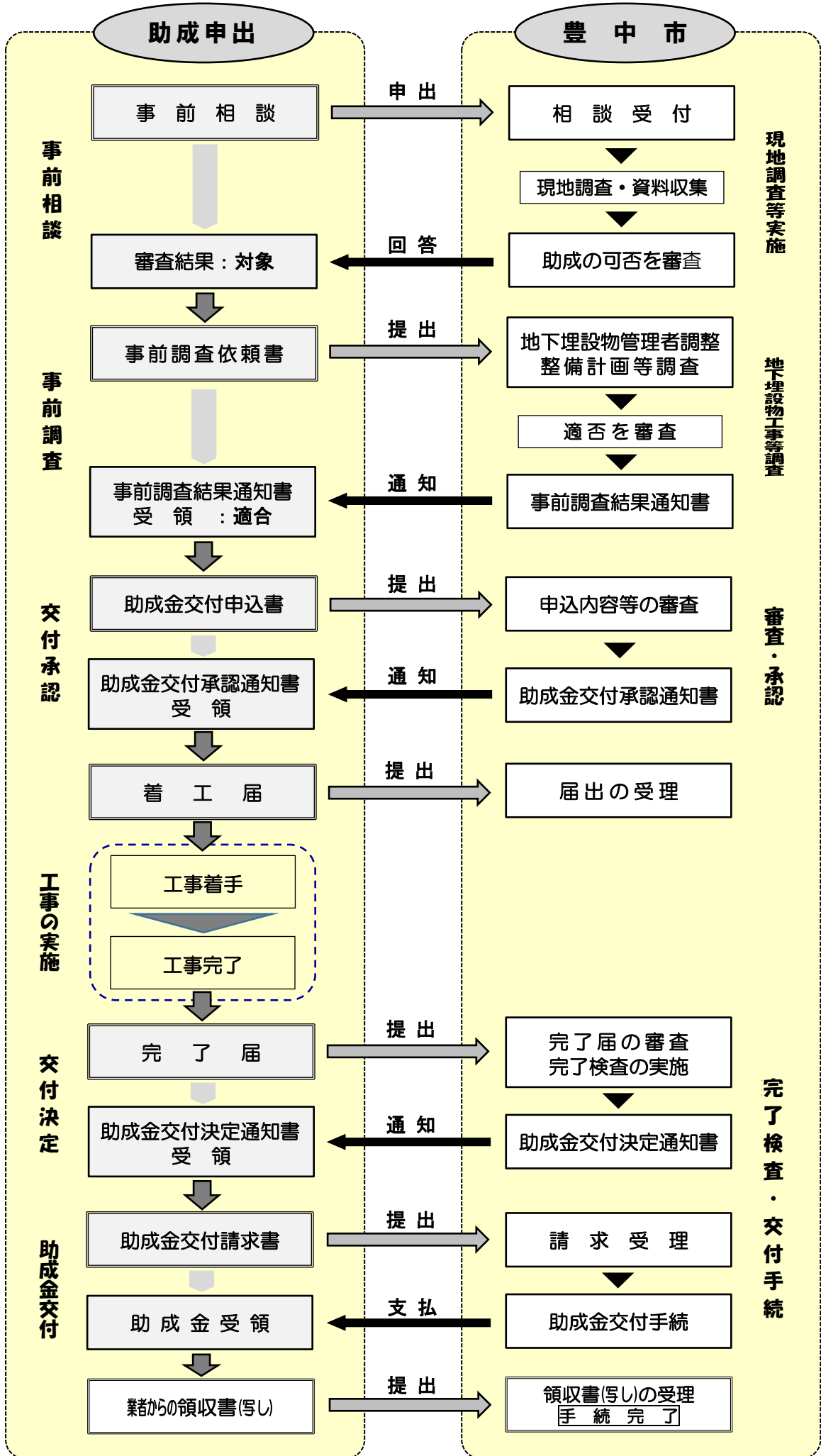
助成金の交付

- 申込代表者は助成金交付決定通知書を受領後、「私道整備工事助成金交付請求書」を提出してください。申込代表者に対し助成金をお支払いします。
- ※助成金は申込代表者本人の口座への振り込みとなります。
- ※申込代表者は、施工業者への代金支払い後、施工業者からの領収書の写し(完了届における出来高工事費の額が記載されたもの)を提出してください。

■ 助成後の私道の維持管理

- 助成によって整備された私道の維持管理は、地元の皆さまで行ってください。
- 助成によって整備された私道は、誰もが通行できる状態を保ってください。
- 私道整備工事助成に関する紛争等が起きた場合は、地元の皆さままで対応してください。

● 手続きの流れ >>>>>



お問い合わせ

豊中市 都市基盤部 基盤管理課 管理係



〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市役所 第二庁舎4階

TEL : 06-6858-2369 FAX : 06-6854-0492